

産業イノベーション促進計画

令和4年8月

沖縄県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	1
3	計画期間	2
4	産業イノベーション促進地域の区域	2
5	措置の内容	
	(1) デジタル技術の活用によるビジネス変革	4
	(2) 多様なものづくり産業の振興	4
	(3) 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上	5
	(4) 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進	5
	(5) 多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化	6
6	措置の実施により見込まれる効果	6
7	実施計画の認定等に関する基本的事項	
	(1) 実施計画への記載事項	6
	(2) 認定事業者に対する支援措置	7
	(3) 認定基準	7

1 計画策定の意義

製造業は他産業への経済波及効果が大きく、地域経済を牽引する重要な産業であることから、沖縄県は、沖縄の製造業が、県民のニーズに応えられる地域産業の地位を確立し、経済成長のエンジンとして期待される移出型産業に成長することを目指している。

一方、沖縄は、本土経済圏から離れた遠隔に位置し、島しょ経済特有の割高な輸送コスト、小さい市場規模等、製造業の振興に多くの不利性を抱えている。また、製造業が少ないことが沖縄の労働生産性及び1人当たり県民所得を低くする一因であるとも認識されている。これらの沖縄の製造業を巡る問題の解決に向け、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業の創出を図るとともに、地域資源を活用した高付加価値製品を開発するなどの取組が求められている。

そのため、製造業等の開発力・生産技術等の向上や地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図る必要がある。

こうした中、沖縄県は令和4年5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」を策定し、基本施策として「県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化」及び「地域を支える第二次産業と県産品の振興」を位置づけ、全産業における労働生産性の向上、多様なものづくり産業の振興に取り組むこととなった。

以上のことを踏まえ、今般改正された産業イノベーション制度の効果的な活用を促進し、産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引する地域産業のイノベーションを促進し産業振興の推進を図るため、沖縄県による施策の方向性や達成目標を明らかにし、各種施策・措置との相乗効果が発揮できるよう産業イノベーション促進計画を策定するものである。

2 計画の性格

産業イノベーション促進計画は、沖縄振興特別措置法第35条第1項の規定に基づき、沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画を踏まえ、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化）を促進するための計画期間、産業イノベーション促進地域の区域、沖縄県が産業イノベーション

促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容、当該措置の実施を通じて産業イノベーションが促進されることにより見込まれる効果及び産業高度化・事業革新措置実施計画の認定に関する基本的事項を定めるものである。

3 計画期間

計画期間は、令和4年8月1日から令和13年度末までとする。

4 産業イノベーション促進地域の区域

産業イノベーション促進地域の区域は、沖縄振興特別措置法第35条第2項第2号で規定する要件を満たす地域で、経済的社会的条件からみて一体として産業高度化・事業革新促進事業の集積を図ることが相当と認められる以下の地域とする。

(1) 北部地域

名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

本圏域は1市2町9村からなり、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町以北と伊江島、伊是名島、伊平屋島等の周辺離島で構成され、県全体の8.7%を占める12万8,259人の人口を有している。

域内に、名桜大学、沖縄工業高等専門学校のほか沖縄科学技術大学院大学が立地するとともに、126の製造業事業所が存在しており、相当数の産業高度化・事業革新事業を実施する企業を有している。

本地区には、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が合計で約102ha確保されており、製造業等の用に供する土地の確保が容易である。

(2) 中部地域

沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村

本圏域は沖縄本島中央部に位置する3市3町3村からなり、都市機能が集積しているほか、圏域内唯一の離島である津堅島や架橋で結ばれた伊計島、浜比

嘉島等で構成され、県全体の35.9%を占める52万6,218人の人口を有している。

域内に、沖縄県工業技術センター、沖縄職業能力開発大学のほか沖縄 I T 津梁パークが立地するとともに、384の製造業事業所が存在しており、相当数の産業高度化・事業革新事業を実施する企業を有している。

本地区には、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が合計で約1,616ha確保されており、製造業等の用に供する土地の確保が容易である。

(3) 南部地域

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、久米島町、渡名喜村、南大東村、北大東村

本圏域は周辺離島町村を含め5市4町6村からなり、沖縄本島の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっており、県全体の48.1%を占める70万5,759人の人口を有している。

域内に、沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学のほか沖縄県農業研究センターが立地するとともに、426の製造業事業所が存在しており、相当数の産業高度化・事業革新事業を実施する企業を有している。

本地区には、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が合計で約1,615ha確保されており、製造業等の用に供する土地の確保が容易である。

(4) 宮古地域

宮古島市、多良間村

本圏域は1市1村で構成され、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島及び水納島の有人8離島を有し、宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島の5島が架橋でつながっており、県全体の3.7%を占める5万3,989人の人口を有している。

本圏域では、農林水産物を活用した特産品の開発など、観光産業等と連携した6次産業化の取組が進められている。

域内に、59の製造業事業所が存在しており、相当数の産業高度化・事業革新事業を実施する企業を有している。

本地区には、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が合計で約82ha確保されており、製造業等の用に供する土地の確保が容易である。

(5) 八重山地域

石垣市、竹富町、与那国町

本圏域は我が国の最南西端に位置し、1市2町で構成され、石垣島、竹富島、西表島、小浜島、黒島、波照間島、与那国島など有人13離島と、2つの無人離島、計15の指定離島のほか、尖閣諸島で構成されており、県全体の3.6%を占める5万3,255人の人口を有している。

域内に、63の製造業事業所が存在しており、相当数の産業高度化・事業革新事業を実施する企業を有している。

本地区には、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が合計で約182ha確保されており、製造業等の用に供する土地の確保が容易である。

5 措置の内容

沖縄県は、ものづくり産業や農林水産業等において、企業の製品開発力、技術力若しくは経営効率の向上又は地域資源を活用した新事業の創出・新需要の開拓又はデジタル・グリーン投資を通じた生産性の好循環、事業構造の変革等のために以下の事業を実施する。

(1) デジタル技術の活用によるビジネス変革

① リゾテックおきなわの推進による産業DXの加速化

企業や産業のDXを推進するため、DXに取り組む意義や必要性について経営者層への理解を深めるとともに、IT見本市等を通じて国や県等の支援事業や先進的な取組事例を紹介し、全県的なDXへの取組を推進する。

(2) 多様なものづくり産業の振興

① 域内自給率を高めるものづくり産業の高度化

産学官共同研究の促進等により、製品開発力・技術力の強化を進め、加工・製造・メンテナンス等の県内での調達率向上に取り組む。

成長可能性の高いプロジェクトに対するハンズオン支援、沖縄県工業技術センターを活用した先端研究や先端技術導入の促進、県内製造業の高度化と生産性向上を促進する。

② ものづくりを支える基盤・技術の高度化とサポーター産業の振興

県内製造業の高度化、生産性向上を図るため、沖縄県工業技術センターにおいて、I o T、A Iの活用など、多様化及び高度化する製造業の技術ニーズに対応できる体制づくりに取り組む。

ものづくりを支える基盤である電気の安定的かつ適正な供給の確保に資する施設の整備や、環境負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源の利用、その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入による、新たな事業の創出または新たな需要開拓の支援に取り組む。

ものづくりを支えるサポーターティング産業の振興について、市場やものづくり産業の技術支援のニーズを捉え、サポーターティング産業の集積や沖縄県工業技術センターなど試験研究機関等に研究設備・体制を整備し、製品や技術の開発に取り組む。

(3) 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上

① 支援機関による経営改善の支援

新商品開発や新サービスの提供、経営力向上、技術の高度化、事業の協業化等に取り組む中小企業等に対し、専門家派遣や経営指導、経営革新、組織化の支援に取り組む。

② 企業成長のための資金調達及び環境変化への適応の円滑化

生産性向上や企業成長のための積極的な企業の設備投資に向けて沖縄県信用保証協会、民間金融機関、政策金融機関等との連携により融資の活用促進に取り組む。

(4) 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進

① 地域特性に合ったクリーンエネルギーの導入拡大

県の地域特性に合ったクリーンエネルギーの導入拡大に向けて、再生可能エネルギー及び天然ガス等を利用するための設備を導入する民間事業者等への支援に取り組む。

② 次世代エネルギーの利活用の促進

二酸化炭素を極力排出しない次世代火力発電及び水素、アンモニア等の次世代エネルギーの利活用を図る民間事業者等への支援に取り組む。

③ 効率的な電力使用等に向けた事業の推進

電力システムの安定運用や社会全体の効率的な電力使用に向けて、I T技術を活用したエネルギーマネジメントによる再生可能エネルギーの効率的な利用及び新たな技術の導入を推進する民間事業者等への支援に取り組む。

(5) 多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化

① 農林水産業と他産業との連携による農林水産物の付加価値向上

農林水産業と食品産業など他産業との積極的な連携による県産農林水産物の高付加価値化に取り組む。また、加工・業務用需要等への対応については、需要側のニーズを的確に捉えた商品開発に取り組む。

② 製糖業の経営基盤強化と高度化推進

製糖施設の整備等による製造コストの低減や経営の合理化並びに製糖副産物の多用途利用を進め、製糖業の高度化に取り組む。また、先端技術等を活用した製造工程の自動化、省力化等を図り、糖業体制の強化に取り組む。

6 措置の実施により見込まれる効果

産業高度化及び事業革新に必要な施設の整備その他の措置の実施により、産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて、DXの推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションが図られ、産業振興の推進に寄与することが見込まれる。

本計画の実施による定量的な効果としては、認定事業者の付加価値額20%以上の増加、労働生産性10%以上の増加に寄与することが見込まれる。

7 実施計画の認定等に関する基本的事項

(1) 実施計画への記載事項

沖縄振興特別措置法第35条の3に規定する、産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「実施計画」という。）に関する記載事項は次のとおりとする。

- ① 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標
- ② 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間
- ③ 産業高度化・事業革新措置の実施体制
- ④ 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 産業高度化・事業革新措置の実施により見込まれる効果

⑥ その他

(2) 認定事業者に対する支援措置

- ① 中小企業信用保険法の特例（中小企業庁）
- ② 中小企業投資育成株式会社法の特例（中小企業庁）
- ③ 課税の特例※
- ④ 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（沖縄振興開発金融公庫）

※③の措置の対象者は、認定事業者のうち、沖縄振興特別措置法第36条の規定に基づき主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。

(3) 認定基準

実施計画の認定にあたっては、以下の基準に適合することを確認するものとする。

- ① 産業イノベーション促進計画の内容等に適合していること
- ② 産業高度化・事業革新措置を実施することが産業イノベーション促進の区域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること
 - ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること
 - イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること
 - ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること
- ③ 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること
 - ア 措置の実施主体が特定されていること
 - イ 措置の実施スケジュールが明確であること